

平成 13 年 3 月 30 日制定 (国空機第 333 号)

平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号)

令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号)

## サーチュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：共通事業機の取扱いに係る基本方針について

### 1. 目的

このサーチュラーは、複数の本邦航空運送事業者が航空運送事業の用に供する航空機の取扱いに係る基本方針を定めるものである。

### 2. 適用範囲

このサーチュラーは、共通事業機及び共通事業機を使用する本邦航空運送事業者に適用する。

### 3. 基本的な考え方

航空運送事業の用に供される航空機については、その耐空性を維持し、かつ、事業遂行に必要な機材品質を確保するため、整備に係る業務全般に関する組織及び機能が整備規程又はその附属書に適切に定められ、その内容が的確に実施に移されることが必要である。

特に、共通事業機は、1つの本邦航空運送事業者のみが使用する航空機（以下「専用機」という。）と異なり、一般的に整備の実施及び管理が複数の本邦航空運送事業者で行われ、その管理及び運用が複雑になることから、整備に係る業務についてその責任の所在を明確にするとともに、継続的に、整合性のとれた品質保証体制の下で一貫した整備が実施されることを確保する必要がある。このため、各本邦航空運送事業者の共通事業機に対する整備の方式、方法等が同等であり、整備に係る業務の分担が明確であることが求められる。

### 4. 共通事業機の取扱いに係る要件

共通事業機を事業計画に組み込む場合は、整備に係る業務についてその責任の所在を明確にするとともに、継続的に、整合性のとれた品質保証体制の下で一貫した整備が実施されることを確保するため、次の要件に適合するとともに、必要な事項が整備規程又はその附属書に定められていること。

#### 4.1 整備従事者

共通事業機の整備に携わることとなる各航空運送事業者の整備従事者の能力及び資格要件等が同等であると認められること。

#### 4.2 整備方法及び方式

(1) 各本邦航空事業者の共通事業機に対する整備の方式、整備の方法及び限界使用時間が同等であり、かつ、当該共通事業機の運航環境に適応したものであること。

- (2) 共通事業機の整備の実施及び管理に必要な整備情報、重要故障情報、信頼性管理情報等、各々の本邦航空運送事業者がその業務（4.5 項に掲げる自ら責任を分担する業務、モニター、評価等の業務を含む。）を行うために必要な情報について、本邦航空運送事業者間での交換方法が明確に設定されていること。
- (3) 各本邦航空運送事業者の共通事業機に対する品質管理、技術管理等の方法が同等であると認められること。
- (4) 専用機を共通事業機に変更する場合及びその逆の場合において、それまでの整備の実施状況、機体の使用状況等、当該航空機のその後の取扱いに必要な情報を把握する方法及びこれらの情報に基づきその後の整備の実施方針を決定する方法が定められていること。

#### 4.3 整備の記録

共通事業機の整備の記録並びにその保管、管理及び交換の方法が明確に設定されていること。

#### 4.4 運用許容基準

各本邦航空運送事業者の共通事業機に対する運用許容基準、CDL 及び不具合修理の持ち越し基準が同等であると認められること。

#### 4.5 業務分担及び他の本邦航空運送事業者が分担する業務のモニター

- (1) 共通事業機の整備の管理及び実施に係る業務の分担及び責任の所在が明確に設定されていること。
- (2) 共通事業機に係る事業者のうちのいずれかの本邦航空運送事業者が、上記(1)に規定する業務のうち運航に直接関わるもの以外の業務について主たる部分を分担し、当該機の耐空性継続に関する業務の責任を第一次的に負う事業者（以下「整備管理一次責任者」という。）として選定されていること。整備管理一次責任者が負う責任は、運航に直接関わる業務を除き、共通事業機の引渡し又は受領に伴い移行しないものであること。
- (3) 他の本邦航空運送事業者が分担する業務については、その実施状況をモニターし、不具合が認められた場合は適切な是正のための処置を講じる手順が定められていること。

#### 4.6 その他

- (1) 共通事業機の整備に係る業務は本邦航空運送事業者間の契約に基づき実施されること。
- (2) 共通事業機の整備関係の業務について本邦航空運送事業者間で見解の相違があった場合の処理方法が定められていること。
- (3) 情報連絡、意志決定、実務の実施の円滑化等を図るため、各本邦航空運送事業者間で定期的に、及び必要に応じ隨時、協議を行うこと。
- (4) 航空機を共通事業機として事業計画に組み入れた場合又は事業計画から外した場合は、整備規程又はその附属書に当該変更を直ちに反映すること。

#### 附則

1. 本サーチュラーは、平成13年3月30日から適用する。
2. サーチュラーTCM-27-010A-99「共通事業機の取扱いに係る基本方針について」は、廃止する。

附則 (平成23年6月30日)

1. 本サーチュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則 (令和4年4月1日)

1. 本サーチュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本サーチュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空安全推進室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話番号 03-5253-8731

FAX 03-5253-1661